

(別紙 1)

関 連 法 令

第 1 消費税法

(定義)

2 条 1 項 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 号～7 号 (略)

8 号 資産の譲渡等 事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として政令で定めるものを含む。）をいう。

9 号 (略)

10 号 外国貨物 関税法 2 条 1 項 3 号（定義）に規定する外国貨物をいう。
(以下略)

(課税の対象)

4 条 1 項 国内において事業者が行った資産の譲渡等には、この法律により、消費税を課する。

(以下略)

(輸出免税等)

7 条 1 項 事業者（9 条 1 項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、次に掲げるものに該当するものについては、消費税を免除する。

1 号 本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け

2 号 外国貨物の譲渡又は貸付け（前号に掲げる資産の譲渡又は貸付けに該当するもの及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和 30 年法律第 37 号）8 条 1 項 2 号（公売又は売却等の場合における内国消費税の

徴収) に掲げる場合に該当することとなつた外国貨物の譲渡を除く。)

3号 国内及び国内以外の地域にわたつて行われる旅客若しくは貨物の輸送又は通信

4号 専ら前号に規定する輸送の用に供される船舶又は航空機の譲渡若しくは貸付け又は修理で政令で定めるもの

5号 前各号に掲げる資産の譲渡等に類するものとして政令で定めるもの

2項 前項の規定は，その課税資産の譲渡等が同項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するものであることにつき，財務省令で定めるところにより証明がされたものでない場合には，適用しない。

(課税標準)

28条1項 課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は，課税資産の譲渡等の対価の額（対価として收受し，又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし，課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする。以下この項及び次項において同じ。）とする。

(以下略)

第2 消費税法施行令

平成17年政令第247号による改正前のもの (平成13～15, 17, 18年課税期間)	現行法 (平成18年課税期間)
(輸出取引等の範囲) 17条1項(略) 2項 法7条1項5号に規定する政令で定めるものは，次に掲げる資産の譲渡等とす	(輸出取引等の範囲) 17条1項(略) 2項 法7条1項5号に規定する政令で定めるものは，次に掲げる資産の譲渡等とす

<p>る。</p> <p>1号～3号（略）</p> <p>4号 外国貨物の荷役，運送，保管，検数，鑑定その他これらに類する外国貨物に係る役務の提供（関税法29条（保税地域の種類）に規定する指定保税地域，保税蔵置場，保税展示場及び総合保税地域における輸出しようとする貨物及び輸入の許可を受けた貨物に係るこれらの役務の提供を含む。）</p> <p>（以下略）</p>	<p>る。</p> <p>1号～3号（略）</p> <p>4号 外国貨物の荷役，運送，保管，検数，鑑定その他これらに類する外国貨物に係る役務の提供（関税法29条（保税地域の種類）に規定する指定保税地域，保税蔵置場，保税展示場及び総合保税地域（以下この号において「指定保税地域等」という。）における輸出しようとする貨物及び輸入の許可を受けた貨物に係るこれらの役務の提供を含み，同法30条1項5号（外国貨物を置く場所の制限）に規定する特定輸出貨物に係るこれらの役務の提供にあつては，指定保税地域等及び当該特定輸出貨物の輸出のための船舶又は航空機への積込みの場所におけるものに限る。）</p> <p>（以下略）</p>
---	--

第3 消費税法施行規則

（輸出取引等の証明）

5条1項 法7条2項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは，同条1項に規定する課税資産の譲渡等のうち同項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するものを行つた事業者が，当該課税資産の譲渡等につき，次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類又は帳簿を整理し，当該課税資産の譲渡等を行つた日の属する課税期間の末日の翌日から2月（略）を経過した日から7年間，これを納税地又はその取引に係る事務所，事業所その他こ

れらに準ずるもの（略）の所在地に保存することにより証明がされたものとする。

（以下略）

第4 国税通則法

（重加算税）

68条1項 65条1項（過少申告加算税）の規定に該当する場合（同条5項の規定の適用がある場合を除く。）において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいし、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠ぺいし、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

（以下略）

第5 航空法

平成17年法律第80号による改正前のもの （平成13～15, 17, 18年課税期間）	平成20年法律第75号による改正前のもの （平成18年課税期間）
（定義） 2条16項 この法律において「航空運送事業」とは、他人の需要に応じ、航空機を使	（定義） 2条17項（同左）

用して有償で旅客又は貨物を運送する事業をいう。	
(許可) 100条1項 航空運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。	(許可) 100条1項 (同左)

第6 貨物利用運送事業法

平成14年法律第77号による改正前のもの (平成13～15年課税期間)	平成17年法律第80号による改正前のもの (平成17, 18年課税期間)	平成20年法律第75号による改正前のもの (平成18年課税期間)
(目的) 1条 この法律は、貨物運送取扱事業の運営を適正かつ合理的なものとするにより、貨物運送取扱事業の健全な発達を図るとともに、貨物の流通の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応した貨物の運送サービスの円滑な提供を確保し、もって利用者の利益の保護及びその利便の増進に寄与することを目的とする。	(目的) 1条 この法律は、貨物利用運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするにより、貨物利用運送事業の健全な発達を図るとともに、貨物の流通の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応した貨物の運送サービスの円滑な提供を確保し、もって利用者の利益の保護及びその利便の増進に寄与することを目的とする。	(目的) 1条 (同左)
(定義)	(定義)	(定義)

<p>2条1項 この法律において「実運送」とは、船舶運航事業者、航空運送事業者、鉄道運送事業者又は貨物自動車運送事業者（以下「実運送事業者」という。）の行う貨物の運送をいい、「利用運送」とは、運送事業者の行う運送（実運送に係るものに限る。）を利用してする貨物の運送をいう。</p>	<p>2条1項（同左）</p>	<p>2条1項（同左）</p>
<p>2項 （略）</p>	<p>2項（略）</p>	<p>2項（略）</p>
<p>3項 この法律において「航空運送事業者」とは、航空法（略）2条16項の航空運送事業を経営する者をいう。</p>	<p>3項（同左）</p>	<p>3項 この法律において「航空運送事業者」とは、航空法（略）2条17項の航空運送事業を経営する者をいう。</p>
<p>4項, 5項（略）</p>	<p>4項, 5項（略）</p>	<p>4項, 5項（略）</p>
<p>6項 この法律において「貨物運送取扱事業」とは、利用運送事業及び運送取次事業をいう。</p>	<p>6項 この法律において「貨物利用運送事業」とは、第一種貨物利用運送事業及び第二種貨物利用運送事業をいう。</p>	<p>6項（同左）</p>
<p>7項 この法律において「利用運送事業」とは、第一種利用運送事業及び第二種利</p>	<p>7項 この法律において「第一種貨物利用運送事業」とは、他人の需要に応じ、有</p>	<p>7項（同左）</p>

<p>用運送事業をいう。</p> <p>8項 この法律において「第一種利用運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、利用運送を行う事業であって、第二種利用運送事業以外のものをいう。</p> <p>9項 この法律において「第二種利用運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、航空運送事業者又は鉄道運送事業者の行う運送に係る利用運送と当該利用運送に先行し及び後続する当該利用運送に係る貨物の集貨及び配達のためにする自動車（略）による運送（略）とを一貫して行う事業をいう。</p>	<p>償で、利用運送を行う事業であって、第二種貨物利用運送事業以外のものをいう。</p> <p>8項 この法律において「第二種貨物利用運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、船舶運航事業者、航空運送事業者又は鉄道運送事業者の行う運送に係る利用運送と当該利用運送に先行し及び後続する当該利用運送に係る貨物の集貨及び配達のためにする自動車（略）による運送（略）とを一貫して行う事業をいう。</p>	<p>8項（同左）</p>
---	---	---------------

<p>(許可)</p> <p>3条1項 利用運送事業を 経営しようとする者は、国土 交通大臣の許可を受けなけれ ばならない。</p>	<p>(登録)</p> <p>3条1項 第一種貨物利用 運送事業を経営しようとする 者は、国土交通大臣の行う登 録を受けなければならない。</p>	<p>(登録)</p> <p>3条1項 (同左)</p>
	<p>(許可)</p> <p>20条 第二種貨物利用運 送事業を経営しようとする者 は、国土交通大臣の許可を受 けなければならない。</p>	<p>(許可)</p> <p>20条 (同左)</p>
<p>60条 次の各号の一に該 当する者は、1年以下の懲役 若しくは100万円以下の罰 金に処し、又はこれを併科す る。</p> <p>1号 3条1項の規定に 違反して第二種利用運送事業 を經營した者</p> <p>2～4号 (略)</p>	<p>60条 次の各号のいずれ かに該当する者は、3年以下 の懲役若しくは300万円以 下の罰金に処し、又はこれを 併科する。</p> <p>1号 20条の規定に違 反して第二種貨物利用運送事 業を經營した者</p> <p>2～4号 (略)</p>	<p>60条 (同左)</p>
<p>61条 次の各号の一に該 当する者は、100万円以下 の罰金に処する。</p> <p>1号 3条1項の規定に 違反して第一種利用運送事業 を經營した者</p> <p>2～4号 (略)</p>	<p>62条 次の各号のいずれ かに該当する者は、1年以下 の懲役若しくは100万円以 下の罰金に処し、又はこれを 併科する。</p> <p>1号 3条1項の規定に 違反して第一種貨物利用運送</p>	<p>62条 (同左)</p>

	事業を經營した者	
	2～4号(略)	

第7 関税法

(定義)

2条1項 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に掲げる定義に従うものとする。

1号, 2号(略)

3号 「外国貨物」とは、輸出の許可を受けた貨物及び外国から本邦に到着した貨物(外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む。)で輸入が許可される前のものをいう。

(外国貨物を置く場所の制限)

30条1項 外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことができない。

(以下略)

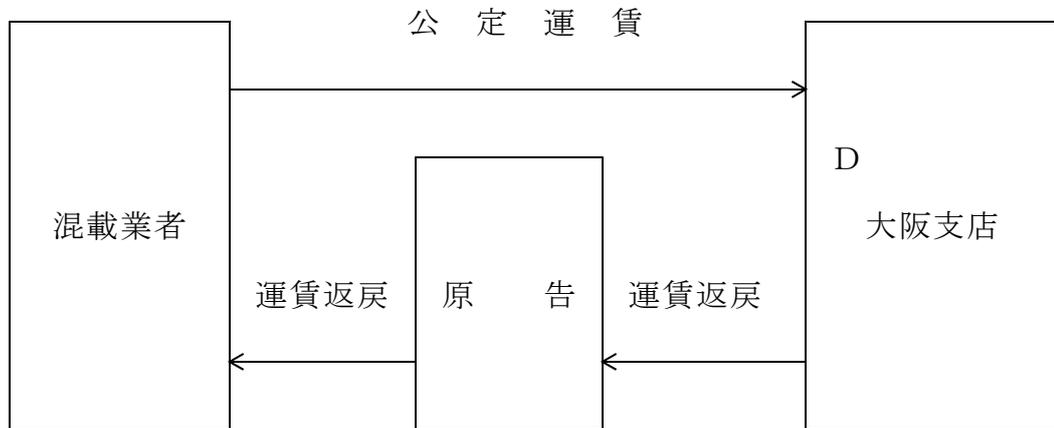
(保税運送)

63条1項 外国貨物(略)は、税関長に申告し、その承認を受けて、開港、税関空港、保税地域、税関官署及び30条1項2号(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)の規定により税関長が指定した場所相互間に限り、外国貨物のまま運送することができる。

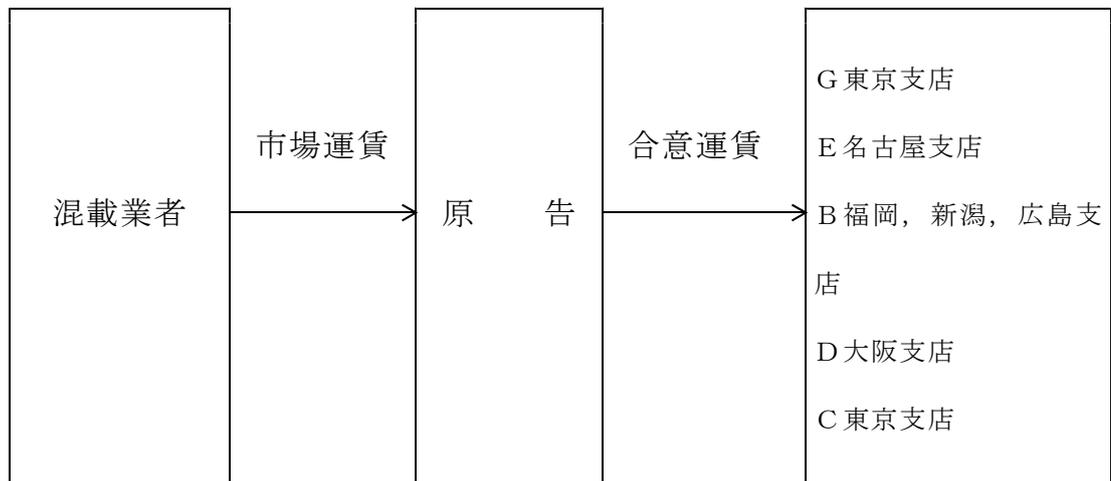
(以下略)

(別紙 2)

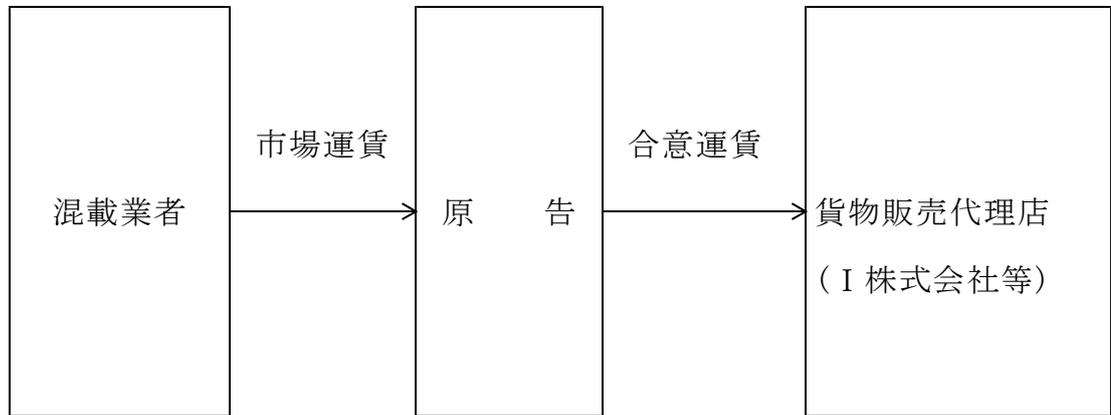
【図 1】 a 方式



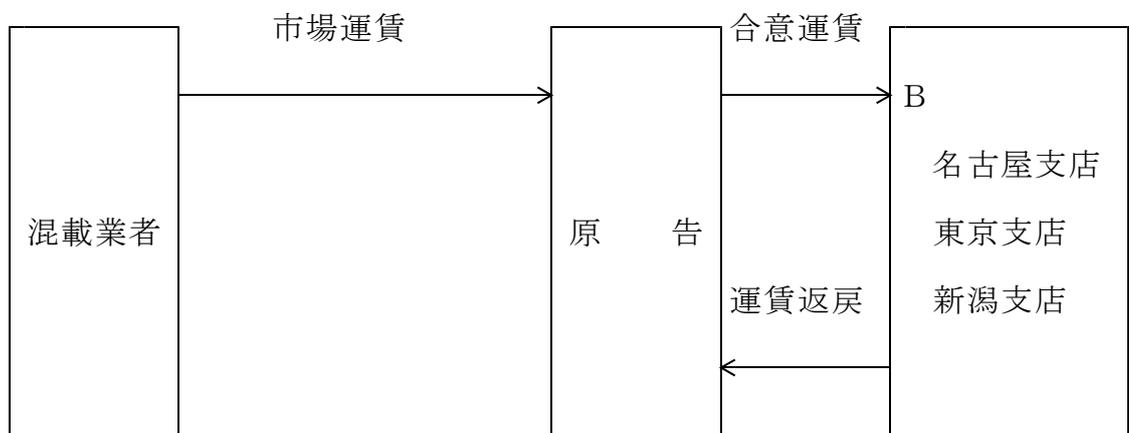
【図 2 - 1】 b 方式



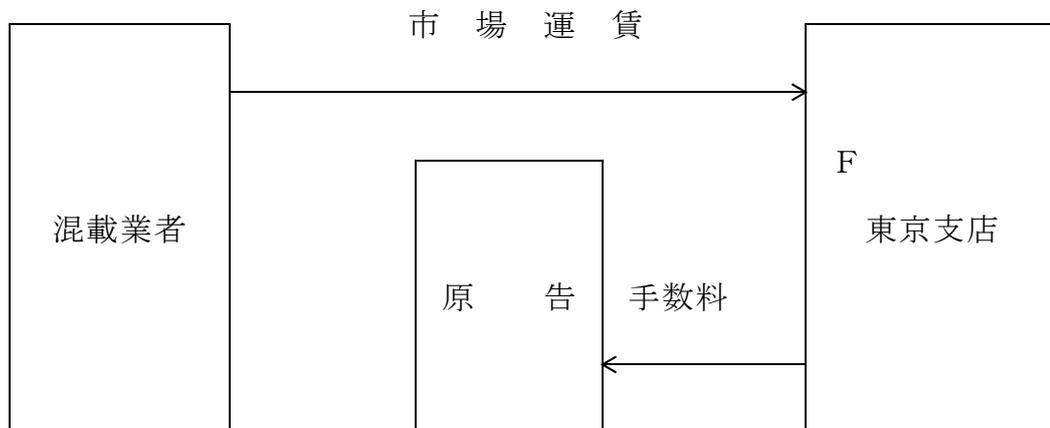
【図 2 - 2】 b 方式の亜種



【図 3】 c 方式



【図 4】 d 方式



(別表1) 原告の法人税に関する処分の経緯

(単位：円)

	区 分	日 付	所得金額	税 額	過少申告加算税	重加算税	
15 年 3 月 期	当初申告	期 限 内 申 告	28,083,536	7,782,200	—	—	
	修正申告	H15. 12. 18	61,638,580	18,131,600	—	—	
	賦課決定	H15. 12. 19	—	—	278,000	2,646,000	
	更正処分	H15. 12. 19	60,187,980	17,656,600	—	—	
	変更決定	H15. 12. 19	—	—	234,000	2,632,000	
	異議申立	H16. 2. 18	—	—	—	0	
	異議決定	H16. 5. 18	棄 却				
	審査請求	H16. 6. 17	—	—	—	0	
裁 決	H17. 9. 28	棄 却					

(別表2) 平成13～15年課税期間の消費税に関する処分の経緯

平成13年課税期間

(単位：円)

区分	日付	課税標準額	課税標準額に対する消費税額	控除税額	納付すべき消費税額	納付すべき地方消費税額	過少申告加算税の額
確定申告	法定申告期限内	0	0	1,181,479	△1,181,479	△294,037	
更正及び賦課決定	H15.12.19	1,194,000	47,760	1,181,479	△1,133,719	△282,097	5,000
異議申立	H16.2.18	確定申告と同じ					
異議決定	H16.5.18	棄却					
審査請求	H16.6.17	確定申告と同じ					
裁決	H17.9.28	棄却					

平成14年課税期間

(単位：円)

区分	日付	課税標準額	課税標準額に対する消費税額	控除税額	納付すべき消費税額	納付すべき地方消費税額	過少申告加算税の額
確定申告	法定申告期限内	0	0	954,406	△954,406	△237,269	
更正及び賦課決定	H15.12.19	30,077,000	1,203,080	954,406	248,600	63,500	200,000
異議申立	H16.2.18	確定申告と同じ					
異議決定	H16.5.18	棄却					
審査請求	H16.6.17	確定申告と同じ					
裁決	H17.9.28	棄却					

平成15年課税期間

(単位：円)

区分	日付	課税標準額	課税標準額に対する消費税額	控除税額	納付すべき消費税額	納付すべき地方消費税額	過少申告加算税の額
確定申告	法定申告期限内	0	0	1,215,733	△1,215,733	△302,601	
更正及び賦課決定	H15.12.19	29,013,000	1,160,520	1,215,733	△55,213	△12,471	192,500
異議申立	H16.2.18	確定申告と同じ					
異議決定	H16.5.18	棄却					
審査請求	H16.6.17	確定申告と同じ					
裁決	H17.9.28	棄却					

(注) 「納付すべき消費税額」欄及び「納付すべき地方消費税額」欄の△印は、還付金の額に相当する税額を示す。

(別表3の1) 平成17年課税期間の消費税に関する処分の経緯

(単位：円)

区分	日付	課税標準額	課税標準額に対する消費税額	控除税額	納付すべき消費税額	納付すべき地方消費税額	過少申告加算税の額
確定申告	法定申告期限内	190,000	7,600	578,023	△570,423	△142,605	
更正及び賦課決定	H17. 8. 30	50,768,000	2,030,720	578,023	1,452,600	363,100	353,000
異議申立	H17. 10. 21	確定申告と同じ					
異議決定	H18. 1. 13	棄却					
審査請求	H18. 2. 9	確定申告と同じ					
裁決	H19. 1. 25	棄却					

(注) 「納付すべき消費税額」欄及び「納付すべき地方消費税額」欄の△印は、還付金の額に相当する税額を示す。

(別表3の2) 平成18年課税期間の消費税に関する処分の経緯

(単位：円)

区分	日付	課税標準額	課税標準額に対する消費税額	控除税額	納付すべき消費税額	納付すべき地方消費税額	過少申告加算税の額
確定申告	法定申告期限内	3,058,000	122,320	897,689	△775,369	△193,842	
更正及び賦課決定	H18. 9. 4	56,576,000	2,263,040	897,689	1,365,300	341,300	375,500
異議申立	H18. 9. 8	確定申告と同じ					
異議決定	H18. 12. 5	棄却					
審査請求	H18. 12. 25	確定申告と同じ					
裁決	H19. 12. 20	棄却					

(注) 「納付すべき消費税額」欄及び「納付すべき地方消費税額」欄の△印は、還付金の額に相当する税額を示す。

別表4

被告主張の消費税額(平成13~15年, 17年, 18年課税期間)

区 分		課 税 期 間					
		平成13年	平成14年	平成15年	平成17年	平成18年	
消 費 税	販売手数料(又は代理手数料) (② + ③ + ④) ①	191,285,850	143,823,037	185,174,790	7,066,486	9,993,563	
	支払貨物取扱割引料 (法人税確定申告書計上額) ②	191,285,850	143,823,037	173,962,310	7,066,486	9,993,563	
	B東京支店2月分, 3月分 の支払貨物取扱割引料 (本件修正申告書における修正額) ③	0	0	1,933,900	0	0	
	B名古屋支店2月分 の支払貨物取扱割引料 (本件修正申告書における修正額) ④	0	0	9,278,580	0	0	
	委託販売手数料 (⑥ - (⑦ - ⑧ - ⑩) - (⑨ - ⑪)) ⑤	13,253,115	42,578,470	40,827,336	46,040,298	46,200,296	
	航空貨物取扱収入 (法人税確定申告書計上額) ⑥	758,906,609	670,697,933	812,707,772	286,082,543	246,217,062	
	キックバック支払額 (法人税確定申告書計上額) ⑦	733,850,079	621,015,863	787,034,640	239,208,418	199,225,477	
	委託報酬 (Hへの支払額) ⑧	11,918,390	10,997,090	10,363,235	0	0	
	支払運賃 (法人税確定申告書計上額) ⑨	23,801,805	18,100,690	17,551,595	833,827	791,289	
	国内運賃 ⑩	80,000	0	0	0	0	
	C向け支払額 (本件修正申告書における修正額) ⑪		0	22,342,564	0	0	
	固定資産の売却額 ⑫	0	0	0	200,000	3,211,110	
	課税標準額((①+⑤+⑫)×100/105) (1000円未満の端数切り捨て) ⑬	194,799,000	177,525,000	215,240,000	50,768,000	56,576,000	
	課税標準に対する消費税額 (⑬ × 4 / 100) ⑭	7,791,960	7,101,000	8,609,600	2,030,720	2,263,040	
	控 除 税 額	控除対象仕入税額(⑮+⑯) ⑮	1,635,513	1,373,343	1,610,523	578,023	897,689
		当初申告額 ⑯	1,181,479	954,406	1,215,733	578,023	897,689
		委託報酬にかかる税額 (⑧ × 4 / 105) ⑰	454,034	418,937	394,790	0	0
		返還等対価にかかる税額 ⑱	0	0	0	0	0
		貸倒れに係る税額 ⑲	0	0	0	0	0
控除対象税額計(⑮+⑱+⑲) ⑳	1,635,513	1,373,343	1,610,523	578,023	897,689		
納付すべき税額(⑭-⑳) (100円未満切り捨て) ㉑	6,156,400	5,727,600	6,999,000	1,452,600	1,365,300		
地 方 消 費 税	地方消費税の課税標準額となる消費税額 ㉒	6,161,700	5,732,900	7,004,400	1,452,600	1,365,300	
	納付譲渡割額 (100円未満切り捨て) ㉓	1,540,400	1,433,200	1,751,100	363,100	341,300	

平成13~15年課税期間の地方消費税の課税標準となる消費税額㉒は、(㉑-㉓)の金額に平成6年法律第109号による改正前の消費税率を適用するリース取引に係る消費税額5328円を加算し、100円未満の端数を切り捨てた金額である。